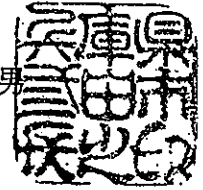


三田革新懇 様

三田市長 森 哲 男



回 答 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平成30年6月1日付「申し入れ」について、下記のとおり回答いたします。

【申し入れ事項】

市民病院の継続的な経営に関する審議会の中止を求める

記

・市民病院の果たすべき役割は、「地域の急性期医療の中核を担う」ものであり、今後も国の大きな方針に沿って進められる厳しい医療制度改革(外的要因など)においても、継続的にその役割(急性期医療の提供)を果たし続けることです。市及び市民病院ともに厳しい財政状況にあるなかで、市としても「市民病院の継続的な経営に関する審議会」を設置し、外部有識者にその経営手法や改善策についての一定の方向整理を諮問しているところであり、様々な貴重な意見を集約するなかで、市としての方針を検討します。

・また、「審議会」は、平成29年3月に市民病院において策定した「市民病院改革プラン」に示す課題(取組み項目)である「経営の現状と課題」及び「経営形態の見直し」について調査検討するために設置したものです。なお、同改革プランには、今後の医療ニーズ(p.9-10)や市民病院の果たすべき役割(p.23-24)、その役割を果たすための取組むべき項目(p.27以降)について、既に明記がなされており、審議会ではその部分は前提として議論を進めている。なかでも「経営の効率化(p.27-28)」に関する取組み項目は、地方公営企業としての経営の基本原則(地方公営企業法第3条)である「経済性の発揮」を目指すための項目であり、市民病院(=地域の急性期医療)を持続的に運営(=提供)するためには、重要かつ不可欠な取組みです。

・市民参加に関する手続きは、今後、審議会の答申を受け、市としての一  
定の方角整理(「方針(案)」の作成など)をした段階において、条例にもと  
づく意見交換会の開催などを予定しています。

＜問合わせ先・担当者＞

地域戦略室・市民病院改革プラン推進課

担当：喜多・奥原

TEL：079-559-5051(直通)